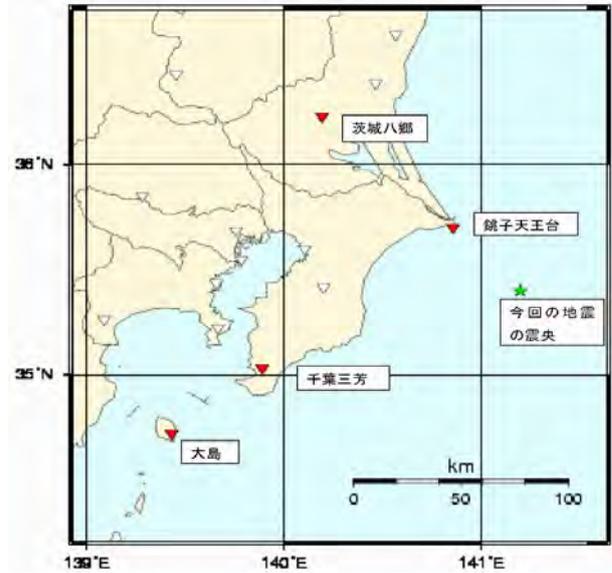


◆◆◆ 緊急地震速報の誤報について

平成 21 年 8 月 25 日（火）の 6 時 37 分頃千葉県東方沖で発生した地震に対して、気象庁は緊急地震速報を発表しました。この緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話等で千葉県、茨城県、東京都 23 区、神奈川県東部、埼玉県南部に対して 警報として 広く国民に伝えられました。また、より詳細な情報が高度利用者向け緊急地震速報として多くの利用者へ配信されました。しかし、実際はマグニチュード 4.1 で、震度 1 以上の揺れを観測した場所はありませんでした。

これは緊急地震速報の誤報として、当日のテレビや新聞で大きく取り扱われました。気象庁は、誤報の原因について、千葉県南房総市にある「千葉三芳」の地震観測点から実際とは異なる大きな振幅のデータが送出されたため、マグニチュード 6.6 もの大きな地震が発生したと判断し、緊急地震速報が発表された、としています。このような大きな振幅のデータが送出された直接の原因は、当該地震観測点のソフトウェアを誤改修してしまったためと判明し、当該ソフトウェアは、ただちに元の状態に戻されました。



千葉県東方沖地震を検知した気象庁の地震観測点（気象庁提供）

緊急地震速報の「誤報」は、社会的な影響も大きく、緊急地震速報そのものの信頼性を失墜することとなります。このようなことから、誤報の原因や再発防止に向けた取り組み、また、実際に地震が発生し、誤報が発表された場合の改善策等について、気象庁から緊急地震速報利用者協議会に対する説明会が 9 月 8 日（火）に気象庁で開催されました。この説明会には、33 会員（36 名）の参加があり、多くの会員から質問、要望等が寄せられました。さらに気象庁から提案されたいくつかの改善策について、全会員に対して意見照会を行っております。緊急地震速報利用者協議会として、これらの意見や要望をとりまとめ、気象庁へ提出し、より信頼性の高い緊急地震速報の提供を求めていくこととしています。

（財団法人気象業務支援センター配信事業部長 加藤芳夫）